

岐阜県公報

目 次

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定	(地域福祉課)	一五三
医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	(同)	一五四
指定医療機関の廃止の届出	(同)	一五四
指定医療機関の名称の変更の届出	(同)	一五四
医療機関の指定辞退	(同)	一五五
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	(同)	一五五
指定介護機関の廃止の届出	(同)	一五七
医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定	(同)	一五八
指定施術機関の所在地の変更の届出	(同)	一五八
各務原都市計画学校事業の認可	(都市政策課)	一五八

告 示

第 四 百 八 十 三 号
 令 和 六 年 四 月 九 日
 (火曜日)

岐阜県告示第百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
トイカイ薬局 瑞浪一色店	瑞浪市一色町一の五七 土屋ビル 一階	令和六・二・一
トイカイ薬局 中津手賀野店	中津川市手賀野三九九の五	同
おだがき内科・内視鏡クリニックス	郡上市八幡町島谷一五二四の一五	令和六・三・一
あわい総合診療クリニックス	可児市土田二〇七〇の六	同
たかはら歯科ファミリイクリニックス	高山市花里町四丁目五一番地	同

V・drug 郡上市 郡上市八幡町島谷字古川一五二二 同
民病院前薬局 の一

岐阜県告示第百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
株式会社ファーストナース	東京都港区新橋二丁目一二番一六号	訪問看護ステーションあやめ岐南	羽島郡岐南町伏屋二丁目六三番地二	令和六・二・一〇

岐阜県告示第百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
社会医療法人厚生会 木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井五九〇	令和三・二・三一
アポロン薬局	郡上市八幡町小野六の五の四	令和五・一・一〇
石 田 医 院	瑞浪市陶町猿爪一〇〇の三	令和五・二・三一
みの調剤薬局	美濃市中央一〇丁目二六一番地	同
大 藪 診 療 所	安八郡輪之内町楡俣五七七	令和六・一・一五
トーカー薬局 瑞浪一色店	瑞浪市一色町一の五七 土屋ビル一階	令和六・二・一
トーカー薬局 中津手賀野店	中津川市手賀野三九九の五	同
セキアイクリニク	関市倉知五一六	令和六・二・一五
トーカー薬局 瑞浪店	瑞浪市松ヶ瀬町二の五八の二	同
たんぼ薬局 揖斐店	揖斐郡揖斐川町三輪二五九〇の三	同
かたびら眼科	可児市東帷子三八七七	令和六・二・一六

岐阜県告示第百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 変 更 年 月 日

新 やまもと内科 各務原市鷺沼三ツ池町五丁目二四
旧 おくだ内科 ○番地 令和六・二・一

新 なかま薬局ほづみ 瑞穂市別府七九〇の一
旧 あい調剤薬局/ほづみ 同

岐阜県告示第二百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

居宅介護事業者等の名称 サービスの種類

社会福祉法人 浩仁会 揖斐郡大野町南方石ノ上三五六番地一 短期入所生活介護

社会福祉法人 浩仁会 揖斐郡大野町南方石ノ上三五六番地一 短期入所生活介護

社会福祉法人 浩仁会 揖斐郡大野町南方石ノ上三五六番地一 短期入所生活介護

社会福祉法人 浩仁会 揖斐郡大野町南方石ノ上三五六番地一 短期入所生活介護

令和六年四月九日 岐阜県知事 古 田 肇

名 称 所 在 地 指 定 辞 退 年 月 日

有限会社三陽薬局 高山市長坂町二の一 令和六・三・一

岐阜県告示第二百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 所在地 指 定 年 月 日

居宅介護事業者等の名称 所在地 指 定 年 月 日

社会福祉法人 浩仁会 揖斐郡揖斐川町長良六五七番地一 令和六・三・一

社会福祉法人 浩仁会 揖斐郡揖斐川町長良六五七番地一 令和六・三・一

社会福祉法人 浩仁会 揖斐郡揖斐川町長良六五七番地一 令和六・三・一

社会福祉法人 浩仁会 揖斐郡揖斐川町長良六五七番地一 令和六・三・一

社会福祉法人 浩仁会	同	社会福祉法人 浩仁会	同	社会福祉法人 浩仁会	同	社会福祉法人 浩仁会	同	社会福祉法人 浩仁会	同	社会福祉法人 浩仁会	同
揖斐郡大野町南方石ノ 上三五六番地一ノ	同	揖斐郡大野町南方石ノ 上三五六番地一ノ	同	揖斐郡大野町南方石ノ 上三五六番地一ノ	同	揖斐郡大野町南方石ノ 上三五六番地一ノ	同	揖斐郡大野町南方石ノ 上三五六番地一ノ	同	揖斐郡大野町南方石ノ 上三五六番地一ノ	同
地域密着型介護施設 老人福祉施設	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護	介護予防生活介護所	短期生活介護所	介護予防生活介護所	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護	介護予防生活介護所	短期生活介護所	小規模多機能型居宅介護	介護予防生活介護所
地域密着型特別養護老人ホームセント・ケアおおの	同	小規模多機能型居宅介護事業所 桜坂	同	特別養護老人ホーム 桜坂	同	老人デイサービスセンター まほろば	同	同	特別養護老人ホーム まほろば	同	小規模多機能型居宅介護事業所 IB
揖斐郡大野町黒野一九 〇番地一ノ	同	揖斐郡大野町野四七九 番地一ノ	同	揖斐郡大野町野四七九 番地一ノ	同	揖斐郡大野町南方石ノ 上三五六番地一ノ	同	同	揖斐郡大野町南方石ノ 上三五六番地一ノ	同	揖斐郡揖斐川町長良六 五七番地一ノ
令和 六・三・一	同	令和 六・三・一	同	令和 六・三・一	同	令和 六・三・一	同	同	令和 六・三・一	同	令和 六・三・一

社会福祉法人 浩仁会
揖斐郡大野町南方石ノ
上三五六番地一

認知症対
応型共同
生活介護

グループホーム
アおの
セントケ

揖斐郡大野町黒野一九
〇番地一

令和六・三・一

同

同

介護予防
認知症対
応型共同
生活介護

同

同

同

岐阜県告示第二百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の

令和六年四月九日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

廃止年月日

株式会社 トーカイ薬局

愛知県春日井市中央台七九二

居宅療養管理指導

トーカイ薬局 瑞浪店

瑞浪市松ケ瀬町二五八二

令和六・二・一五

同

同

介護予防
居宅療養
管理指導

同

同

同

ソフィアメデイ株式会社

東京都港区芝浦三丁目一番一号

訪問看護

ソフィアメデイ訪問看護ステーション大垣北

揖斐郡池田町市橋二二八

令和六・三・三一

同

同

介護予防
訪問看護

同

同

同

社会福祉法人揖斐川町社会福祉協議会

揖斐郡揖斐川町谷汲名礼二六五四三

通所介護

揖斐川町社協谷汲デイサービスセンター

揖斐郡揖斐川町谷汲名礼二八九一

令和六・三・三一

同

同

介護予防
通所介護

同

同

同

同

同

通所型サービス（独自）

同

同

同

社会福祉法人土岐市社会福祉協議会

土岐市肥田町肥田二〇四二番地の二

令和 六・四・一

同 通所介護 センター

同 介護予防

同 通所介護

同 通所型サービス(独自)

同 通所型サービス(独自)

同 通所型サービス(独自)

岐阜県告示第二百三三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和六年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

氏 名 大野 慎 平 那 加 接 骨 院

岐阜県告示第二百四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定施術機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

氏 名 高木 博 史 優 鍼 堂

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画学校事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年四月九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称 各務原市

二 都市計画事業の種類及び名称 各務原都市計画学校事業

各務原都市計画学校事業

各務原都市計画学校事業

各務原都市計画学校事業

各務原都市計画学校事業

各務原都市計画学校事業

十五号 蘇原第二小学校

十七号 那加中学校

二十一号 緑陽中学校

三 事業施行期間

令和六年四月九日から

令和七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県各務原市蘇原沢上町1丁目及び2丁目、蘇原村雨町2丁目、那

加東亜町、那加前洞新町2丁目、鵜沼字東洞並びに緑苑北1丁目及び3

丁目 地内

使用の部分 なし

令和六年四月九日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県文芸社